

27 盛 企 号 外  
平成 28 年 3 月 17 日

盛岡市市議会議員 各位

盛岡市市長公室長 東 藤 郁 夫

株式会社岩手銀行との地方創生の連携に関する協定の締結について  
本市における地方創生の施策推進に資するため、今般、株式会社岩手銀行と本市の間で、次のとおり、地方創生の連携に関する協定を締結することとなりましたので、お知らせします。

記

- 1 協定の内容  
別添のとおり。
- 2 締結日  
平成 28 年 3 月 17 日

担当：市長公室 企画調整課  
課長 古舘和好  
019-651-4110 内線 3810

## 地方創生の連携に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社岩手銀行（以下「乙」という。）とは、地方創生に関する各般の取組について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が次条各号に掲げる事項に連携して取り組むことにより、甲における地方創生の施策推進に資することを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に情報を共有しながら、適宜連携を図るものとする。

- (1) 地場産業の競争力強化やしごとの創出に関すること。
- (2) 若者の地元企業への就職促進に関すること。
- (3) 交流人口の増加と観光の推進に関すること。
- (4) 結婚や子育ての支援に関すること。
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (6) 空き家や空き店舗の利活用に関すること。
- (7) 盛岡の魅力である歴史・文化・スポーツなどの取組の推進に関すること。
- (8) 公民連携（Public Private Partnership）の推進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

### （秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならないものとする。本協定が終了した後においても、同様とする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定終了の1月前までに甲及び乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じた

ときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月17日

(甲)

岩手県盛岡市内丸12番2号  
盛岡市  
盛岡市長

(乙)

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
株式会社 岩手銀行  
代表取締役頭取